

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例第26条の規定により、この条例の運用状況を次のとおり公表します（対象期間 平成25年10月1日～平成26年3月31日）。

1 職員の法令遵守の状況

道路交通法違反（7件）

・スピード違反

40km/h以上50km/h未満 1件

・人身事故

相手方に頸椎捻挫の傷害を与えたもの 1件

相手方に打撲の傷害を与えたもの 2件

相手方に頸椎椎間板ヘルニア神経末梢障害の傷害を与えたもの 1件

相手方に左手首及び頸椎捻挫の傷害を与えたもの 1件

・酒気帯び運転

酒気帯び運転による交通事故 1件

その他（3件）

・本市入札工事に関わり特定の企業体に落札させることを目的に入札を害すべき行為を行い、落札した特定の企業体の代表者から金銭を収受した 1件

・酒席において女性職員に身体を触る等のセクシュアルハラスメントを行った 1件

・虚偽の申告により不正に特別休暇を取得した 1件

2 公益通報の実績

受付件数 0件

3 不当要求行為

報告件数 0件

4 公正職務審査会

開催回数 0回